

社員持株制度

(目的)

第1条 この制度は、社員が会社発行の株式をもつことを奨励して、社員の財産形成の一助となることを目的とします。

(取得資格)

第2条 株式を取得できるひとは、勤続年数3年以上の正規社員とします。

(取得の時期)

第3条 取得資格のある社員は、毎年4月1日より4月15日までに会社に購入の申し出をして、その承認を受けることにより、株式を取得できます。

(会社の買い上げ)

第4条 株式の取得者は、随時、会社に申し出ることにより、株式の買い上げを要求することができます。なお、買い上げを要求した社員はそののち3年間は、株式を取得することはできません。

2 持株者が退職したときは、退職日に持株いっさいを会社に譲渡することとします。

3 前項の価額は、会社の定めるところによります。

(株主台帳)

第5条 会社は持株制度の株主の管理のため、株主台帳を作成します。

(株式の取得)

第6条 株式の取得を希望する社員は、1株(50,000円)を最小単位とし、最高10株を限度として取得することができます。

(株券の発行)

第7条 会社は株式を取得した社員に、本人名義の株券を発行します。

(株券の管理)

第7条 社員が取得した株券は、社員本人が保管するものとします。

(権利の譲渡、質入れ)

第8条 参加者は、取得した株式についての権利を、他人に譲渡することはできません。
また質入れすることを禁じます。

(配当金)

第10条 配当金が支払われることとなったときは、各取得者の持株に応じて支払います。

(持株制度の改正)

第11条 持株制度の改正は、株式の取得者の過半数の申し出を基準として取得者総会を開催し、総会出席者の3分の2の議決をもって改正します。

(施行)

第12条 本制度は、平成〇年〇月〇日より施行します。